

令和3年第1回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年1月27日
13時30分～14時21分

会 場 海老名市役所議員全員協議会室

令和3年第1回海老名市農業委員会定例総会

令和3年1月27日「令和3年第1回海老名市農業委員会定例総会」を政策審議室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一	5番 小島 富士男
6番 波多野 寛	7番 市川 和美	8番 竹内 章人	9番 新戸 和夫
10番 守屋 福夫	11番 宮墓 功	12番 金指 満	13番 二見 務
14番 大矢 美知子			

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝	16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行	20番 齋藤 孝一		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第3号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4	議案第4号	農用地利用集積計画（案）について
日程第5	議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農業用施設用地に係る転用届出について
- (3) 農地転用届出による専決処分について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

【事務局長】 本日も、1番委員（会長）が欠席でございます。会議の議長は会長職務代理者をお願いします。それでは、本日の開会に当たりまして、2番委員からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、9番委員、10番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから4ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況を報告した）

【議長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴人がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

暫時休憩といたします。

(休 憩)

【議 長】 それでは、再開いたします。

議案書5ページ、日程第1、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号1、申請地は、杉久保北■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■平米、議案書のとおりでございます。譲受人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■■、譲渡人は、杉久保北■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大になります。現地の案内図及び写真につきましては、資料1をご覧ください。

【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。12番委員。

【12番委員】 昨日、現地確認に行ってきましたけれども、現地はきれいに整備されていました。本人が言われるには、息子さんご夫婦も勤めに行っているもので、手の回らないところもありますけれどもということですが、管理のほうはこれからもずっとやっていただけるような話をさせていただきました。それで、譲渡人の■■さんのほうでも、去年でしたか、規模の縮小ということで出ておりましたので、お互い、これから農地としてやっていくには、この形が一番いいのかなと思いました。そのようなことで、大丈夫だと思いますので、よろしく願いいたします。

【議 長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 事】 ■■■■■さんの農家世帯としての状況は、■■■さんと子供の■■■さん、その妻の■■■さん、孫の■■■さんの4人が現在の農業従事者だそうです。経営主は、最新の令和2年の農家台帳では、■■■さんになっており

ます。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は70年、従事日数は30日、子の■■さんの経験年数は45年、日数は305日、妻の■■さんの経験年数は40年、従事日数は275日、孫の■■さんの農業経験年数は10年、従事日数は年間30日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積ですが、田が■■■平米、畑が■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械につきましては、管理機が2台、トラクターが2台、防除機2台、トラック2台を所有しております。また、地域集落の取決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われまます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目もございません。この案件につきましては、特に問題ないと思われまます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いたします。7番委員。

【7番委員】 昨日、12番委員と一緒に現地調査に行つてまいりまして、きのうの時点ではきれいに草刈りもされていまして、問題ないと思われまました。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よつて、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書6ページ、日程第2、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号1、申請地は、大谷南■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米でございます。現況は、市街化調整区域内の畑です。転用

者は、東柏ケ谷■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■■■■■■■、譲渡人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、転用の目的は、駐車場、権利の種類は、所有権の移転です。現地の案内図は、資料２－１をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、２－２に土地利用計画図をお配りしております。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。５番委員。

【５番委員】 現地は周辺を既に住宅、道路で囲まれており、周辺の農地への影響ということはありません。特に問題はないかと思えます。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 これは、東柏ケ谷に事務所を構えます株式会社■■■■■■■■■■が、コインパーキングとして運営するため、農地転用したいという旨の申請になります。株式会社■■■■■■■■■■は、さがみ野駅の南側、徒歩３分ほどの位置で不動産業を営んでおります。このたび、申請地周辺にコインパーキングがないため、駐車場としての事業用地を探していたところ、所有者と合意が形成できたことから、申請がされました。

資料２－１の左下の農地区分をご覧ください。こちらが今回の申請地ですが、立地基準につきましては、第３種農地になります。

続きまして、資料２－２の土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地は、四方を道路と住宅に囲まれた土地でございます。申請地をそのまま整地し、９台分の貸し駐車場として整備するという計画でございます。申請地の周囲につきましては、既設の擁壁、コンクリートブロック、西側にフェンスが設置されております。図面にございますとおり、場内は駐車スペースをトラロープで明示しまして、監視カメラ、精算機を設置いたします。出入口につきましては、南側となります。排水計画につきましては、出入口にグレーチングと集水ますを設けますが、基本的には整地、転圧しまして、砂利敷きとして、敷地内浸透処理とする計画となっております。また、先ほど委員がおっしゃられたように、周囲に農地はございません。

以上のことから、転用が不確実とされる要因は確認できませんで、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われま

をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書 8 ページ、受付番号 2 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 2、被相続人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■、相続人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成 30 年 1 月 26 日から令和 3 年 1 月 27 日までです。特例農地等の明細でございますが、上今泉字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりで、全て調整区域の合計、■■■■■■平米でございます。事務局で 1 月 13 日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま。

【議 長】 それでは、受付番号 2 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 2 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書 9 ページから 10 ページ、日程第 4、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号 1 は、新規の計画案であります。事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画 (案) を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画案を送付しまして、農用地利用集積計

画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに、権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。

それでは、提案説明をいたします。

受付番号1、借り手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し手は、愛川町中津■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し借りする農地は、今里字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、ほか■筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和3年2月1日から令和3年12月31日までの1年間です。こちら、農業振興地域内の2件の新規の計画となります。以上、この案件につきまして、1月14日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は認定農業者です。農家との農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号2も新規計画案であります。事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号2、借り手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し手は、座間市広野台■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し借りする農地は、下今泉■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■平米、■筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間

【11番委員】 以前にも、※印のところで故障という形があつて、これは先ほど施行規則の第5条第2号によるということなのですからけれども、※印の文章が、「一年以上の期間を要する入院その他の事由により」、先ほど説明の中では、1年程度の入院というふうなことなのですからけれども、故障の理由については、第5条第2号には、入院の場合だとか、あるいは老人ホームだとか、そういう施設に入所した場合だとか、あるいはその他同程度の状態にある故障と市長が認めた場合という形になっていようかと思ひます。これでいくと、全部ひっくるめて故障の理由に上げているのですが、もっとより具体的にね。多分、1月5日付の申請の中では、より明確に、先ほどのような形で理由が明記されているというふうに思ひます。そういうふうな具体的な内容をここに書いてもらったほうがいいのかなというふうに思ひたので。

【事務局長】 私から今のご質問についてお答えさせていただきます。

かなり前に、中身は違ふのですけれども、同じテーマの議案が出て、ご審議いただく中で、この故障というのは、機械ではないのだから、表現としてどうなんだろうかとこのところと、それとは別に、なぜ従事ができなくなるというのが分かるようにしてくれということで、私のほうから、頻繁に出る議案ではないので、次回、提案のときに工夫させていただきますと、どう工夫するかについては、省令があつて、その省令を見ると、どここの疾患とかというふうに書いてあるから、それを書けば、ある程度説明になるのかなというお答えをさせていただいたと思ひます。

実は、これ、生産緑地法施行規則第5条第2号を丸々書いたのが下の欄外の※印のところになります。1号のところは、今申し上げたように、何々の疾患とか、割と具体的に書いてあるのですけれども、今回はこれということで、取りあはず議案書はここまでにさせていただきました。

ご質問があつた場合は、私のほうで、市長に申請された書類の中に診断書が添付されておりますので、プライバシーに関わることでございますので、それを資料としておつけすることはやめて、私から診断書を読み上げるということで説明に代えさせていただければと思ひます。

それでは、読み上げさせていただきます。

(以下診断書の内容を読み上げ) 循環器系のご病気を足かけ5年ほどずっと患われていて、医師のほうでも、農業の継続は難しかろうというようなご判断ということで、ご説明に代えさせていただきます。

【議長】 11番委員、いかがですか。

【11番委員】 分かりました。

【議長】 それでは、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書12ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地造成工事施工届出書についてを案件といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 農地造成は、農地の切土、盛土等によって農地等の形質を変更することを言いますが、海老名市では、軽易な農地造成を行う場合には、海老名市農地造成工事指導要綱に規定する届出を出していただくこととしております。具体的には、1,000平米以下で、高さ1メートル以下の盛土、切土であって、耕作の中断期間が3か月以下のものがこの手続の対象になります。

受付番号1、申請地は、本郷字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■■■平米のうち■■■平米、こちら、農業振興地域内の田になります。土地所有者は、大谷北■■■■■■■■、■■■■■、施工業者は、河原口■■■■■■■■、■■■■■株式会社、代表取締役■■■■■です。申請地を畑として利用するために、田から畑へ盛土したいという旨の届出になります。盛土は、永池川の改修工事による残土を使うということです。申請地の地図は資料4-1、資料4-2は造成の計画図になります。本申請地につきましては、令和2年の11月に、申請地の南側半分を

造成したところですが、今回、残りの北側の部分について、土を入手する手はずが県と協議して整ったということで、申請に至ったとのこと。

資料4-2をご覧ください。11月の図面とほぼほぼ変わりはないのですが、左側が平面図、右側が断面図になります。A-A'断面が南北、B-B'断面が東西の断面図になります。申請地を50センチほど盛土して、北と東西に鋼板の土留めを設置し、南側から出入りを行う計画となっております。隣接農地の地権者及び耕作者等から同意を得ているため、この件については問題ないかと思われま。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 12月の下旬ぐらいに■■■さんが来られたと思います。そのときに、前回の工事についてなのですが、こちらのほうに説明したときには、外側の周りの土留めをやるということでしたが、2期目の工事が終了したときに、一括して全面をやるというような話を本人からいただきました。その際、最初の話と違うので、事務局のほうに、2回目の工事終了のときには、必ず周りの土留めも完了するようというように、本人のほうに言いました。そのような旨の感じで、1期目を■■■■■平米未満のおおむね半分、■■■～■■■平米、2期目に残りの半分をやって終了するというようなことです。別に今の現況で周りの農地の被害は見られませんので、問題はないと思います。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1については、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1については、了承とさせていただきます。

次に、議案書13ページ、(2)農業用施設用地に係る転用届出についてを案件といたします。

受付番号1について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主事】 農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければな

らないとされておりますが、例外として、農地法施行規則第29条第1号において、耕作の事業を行う者が、その者の耕作の事業のために農業用施設に供する場合には許可不要と規定されております。この例外に該当するものかどうかについては、届出により農業委員会が確認するものでございます。この例外規定の例としては、道路や用排水路等が上げられております。

それでは、議案書の13ページ、受付番号1ですが、こちら、申請地は、中河内字■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■平米のうち■■■
■■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。転用者は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■、転用の目的は、自身の耕作地への進入路、■筆で、合計、■■■■■■■■■平米でございます。資料につきましては、本日、机の上にお配りさせていただきました資料5-1（差し替え）に申請地の案内図及び写真、資料5-2に図面を記載させていただいております。申請者が、今回の申請地の東側にある自身の農地に行きやすくするために、この進入路を造りました。施行するに当たって、隣接農地の耕作者にも説明し、隣接農地の排水機能等を損ねることのないよう、この進入路の下に排水管も埋め込んでおります。法令に基づく届出ではないこと、また、性質上、許可不要案件であることを確認するために、こちらに書類を提出していただいたところでございます。この件に関しては問題ないと考えております。

【議長】 それでは、地区委員の意見を伺います。12番委員。

【12番委員】 ■■さんが家へ来られて説明されたことをお話しさせていただきます。

奥に土地があるんですけども、入っていく道がなくて、整備ができない、どうしても入っていく道を造らないと奥の管理ができないということで、お願いに来られました。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、受付番号1については、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 【議長】 それでは、受付番号1については、了承とさせていただきます。
- 次に、議案書14ページから16ページ、(3)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。
- 農地法第5条の受付番号68から76の9件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

- 【主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第7号になります。

では、議案書14ページから16ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出について記載がされております。届出期間につきましては、令和2年12月1日から12月31日までの間に届出がされたものです。受付番号68から76までの6件が、12月中に提出された案件でございまして、田が合計0平米、畑が合計568.75平米で、田畑合計して568.75平米になります。以上、これらにつきまして、専決処分て受理したことを報告いたします。

- 【議長】 それでは、受付番号68から76について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

- 【議長】 ないようですので、受付番号68から76について、一括して了承とさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 【議長】 それでは、一括して了承とさせていただきます。
- 次に、議案書17ページから19ページ、(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。
- 受付番号1と受付番号2について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

- 【主事】 相続など農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利

を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないことになっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をしているところでございます。

では、議案書17ページをご覧ください。

受付番号1、権利を取得した者は、社家■■■■■■■、■■■■■■■、権利を取得した日は、令和2年9月23日、取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしとなっております。届出に係わる土地の所在ですが、社家字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、ほか■■筆、議案書のとおりでございます。

続きまして、議案書の19ページをご覧ください。

受付番号2、権利を取得した者は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■■、権利を取得した日は、平成29年11月11日、取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしとなっております。届出に係わる土地の所在ですが、杉久保北■■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、ほか■■筆、議案書のとおりでございます。

【議長】 それでは、受付番号1と受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1と受付番号2については、了承とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1と受付番号2について、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了とさせていただきます。長時

間、ありがとうございました。

(終了 午後2時21分)